

その他のガイドラインとの比較

	公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインの策定について(H15.6.30)	河川(河川法第16条の2に基づく河川整備計画)	道路(構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8 策定,H17.9 改正))	港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8 策定))	空港(一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)(H15.4策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン)(H19.3 策定)	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8 検討中)
手続きの流れ	<p>複数案</p> <p>↓</p> <p>住民等 協議会 第三者機関</p> <p>↓</p> <p>一の案を決定 住民意見概要、意見に対する事業者の考え、案の決定過程を公表</p>	<p>原案</p> <p>↓</p> <p>学識経験者の意見聴取 関係住民の意見反映のための必要</p> <p>↓</p> <p>整備計画の案</p> <p>↓</p> <p>地方公共団体の長の意見聴取</p> <p>↓</p> <p>整備計画の決定・公表</p>	<p>計画検討の発議とプロセスの明確化</p> <p>↔ 市民参画*</p> <p>↓</p> <p>道路計画の必要性の確認</p> <p>↔ 市民参画*</p> <p>↓</p> <p>評価項目の設定と比較案の選定</p> <p>↔ 市民参画*</p> <p>↓</p> <p>比較案の比較評価(構想段階評価)</p> <p>↔ 市民参画*</p> <p>↓</p> <p>概略計画案の選定</p> <p>↔ 市民参画*</p> <p>↓</p> <p>概略計画の決定</p> <p style="text-align: right;">*第三者機関の設置を含む</p>	<p>検討体制の公表</p> <p>↓</p> <p>住民等 協議会(長期構想委員会等)</p> <p>↓</p> <p>構想案(素案)</p> <p>↓</p> <p>住民等 協議会(長期構想委員会等)</p> <p>↓</p> <p>構想案の策定・公表</p>	<p>PIの進め方の公表</p> <p>↓</p> <p>アドバイザーチーム</p> <p>※ 各段階において空港整備主体に必要な助言を行う。</p> <p>↓</p> <p>計画案の公表(複数案)</p> <p>↓</p> <p>住民等、就業者、地権者、地方公共団体、地元経済団体、利用者等</p> <p>↓</p> <p>一の案を決定 住民意見概要、意見に対する事業者の考え、案の決定過程を公表</p>	<p>SEAの検討を開始する旨公表</p> <p>↓</p> <p>計画特性、地域特性、評価方法の案</p> <p>↓</p> <p>公衆</p> <p>↓</p> <p>評価文書案(複数案)</p> <p>↓</p> <p>公衆 都道府県市町村 環境省</p> <p>↓</p> <p>評価文書の作成・公表</p>	<p>計画検討の発議</p> <p>↔ 技術的検討 ↔ 住民参画*</p> <p>↓</p> <p>計画の必要性の確認</p> <p>↔ 技術的検討 ↔ 住民参画*</p> <p>↓</p> <p>複数案の設定 評価項目の設定(社会、経済、環境面等)</p> <p>↔ 技術的検討 ↔ 住民参画*</p> <p>↓</p> <p>複数案の比較評価</p> <p>↔ 技術的検討 ↔ 住民参画*</p> <p>↓</p> <p>計画案の選定</p> <p>↔ 住民参画*</p> <p>↓</p> <p>計画の策定</p>

*委員会等の設置、関係自治体等との協議を含む

	公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインの策定について(H15.6.30)	河川(河川法第16条の2に基づく河川整備計画)	道路(構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8策定,H17.9改正))	港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8策定))	空港(一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)(H15.4策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン)(H19.3策定)	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8検討中)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省所管の直轄事業及び公団等事業のうち構想段階にあるもの 特に、ダム等の河川整備など国民生活、社会経済又は環境への影響が特に大きい事業 国土交通省又は旧公団等が、地方公共団体又は民間事業者等の委託又は要請を受けて行う事業を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画を策定・変更する河川 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法第二条第二項に規定される第一種事業に該当すると考えられる道路事業の計画 その他、道路管理者が本ガイドラインを適用することが適当と認める道路の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾計画を策定・変更しようとする港湾 港湾計画の策定・変更に先がけて行う港湾の長期構想段階にあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一般空港における滑走路新設事業及び滑走路延長事業 構想段階(概ね位置、方位等の基本的な諸元に関する一の案を選定する段階) 施設計画段階(具体的な施設の配置等の計画案を決定するための段階) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいおそれがある事業 事業の位置・規模等の検討段階のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 構想段階における国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の直轄事業等 国土交通省又は旧公団等が、地方公共団体又は民間事業者等の委託又は要請を受けて行う事業を除く。
実施主体	事業者(事業を実施しようとする者)	河川管理者	原則として、道路管理者または道路管理者を含む複数の関係行政機関が合同で実施	港湾管理者(手続きは国と港湾管理者が連携)	空港整備主体(対象事業を行おうとする者)	計画策定者等	計画策定者(構想段階において計画策定の手続きを実施する主体)
手続	【住民等の意見把握の措置】 <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し、インターネット、説明会等により複数案を公表し、意見や提案の十分な把握に努める 住民等の意見把握に当たって、判断する上で十分な情報を積極的に公開・提供し、意思形成に十分期間を確保 	【意見聴取】 <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の案を作成しようとする場合に必要があると認めるときは、学識経験者の意見聴取、関係住民の意見反映のための措置 河川整備計画を定めようとするときは、関係都道 	【ステップ1:計画検討の発議とプロセスの明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 構想段階の検討に着手することを発議。 構想段階の進め方等について明確化。 【ステップ2:道路計画の必要性の確認】 <ul style="list-style-type: none"> 解決すべき課題の具体化と道路計画の目的の設定。 道路計画の必要性の確認。 【ステップ3:評価項目の設定と比	【国・港湾管理者・関係市町村の調整】 <ol style="list-style-type: none"> 行政ニーズ 構想案の検討体制(協議会の設置や委員構成等) <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 海事関係者 港湾関係者 関係行政機関 住民代表 等 住民等の意見の把握方法 実施期間等について調整を行う。 	【PIの進め方の公表】 <ul style="list-style-type: none"> PIの進め方(手順、スケジュール、手法等)を公表。 【計画案の公表、意見の把握】 <ul style="list-style-type: none"> 計画案は、インターネット等により公表し、必要に応じ説明会を開催。 インターネット、公聴会、意見書等の様々な手法から適切な手法により、計画案に対する意見を効 	【SEA実施発議】 <ul style="list-style-type: none"> SEAの検討を開始する旨を公表し都道府県及び市町村に通知 【評価方法検討プロセス】 <ul style="list-style-type: none"> 複数案、評価項目、調査・予測及び評価手法(評価方法)を検討 計画特性、地域特性、評価方法の案を公表し、公衆の意見を把握 都道府県・市町村に対し、評価方法の検討状況や公衆の意見の概要等を示し、環境の保全に関する情報提供を求める 【評価文書作成プロセス】 <ul style="list-style-type: none"> 評価方法並びに調査、予測及び評価結果を記 	【計画検討手続き】 <ul style="list-style-type: none"> 計画策定者は、技術的検討および住民参画手続きの結果を十分に反映して次の手続きを実施。 ①計画検討の発議 ②計画の必要性の確認 ③複数案の設定 ④評価項目の設定 ⑤複数案の比較評価 ⑥計画案の選定 ⑦計画の策定

<p>公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインの策定について (H15.6.30)</p>	<p>河川(河川法第16条の2に基づく河川整備計画)</p>	<p>道路(構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8 策定,H17.9 改正))</p>	<p>港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8 策定))</p>	<p>空港(一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)(H15.4策定))</p>	<p>SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン)(H19.3 策定)</p>	<p>公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8 検討中)</p>
<p>・住民参加手続きを経て一の案に決定。一の案を決定した場合は速やかに公表、関係地方公共団体等に通知 ・住民等の意見概要、案の決定に至った過程を案とともに公表</p>	<p>府県知事又は関係市町村長の意見を聴取 ・河川整備計画を定めたときは遅滞なく公表</p>	<p>【比較案の選定】 ・評価項目の設定 ・比較案の設定 【ステップ4:比較案の比較評価(構想段階評価)】 ・比較案の比較評価を行い、評価結果は比較案の優位性比較のための資料とする 【ステップ5:概略計画案の選定】 ・最も優位な比較案を概略計画案として選定。 ※市民参画(第三者機関の設置を含む)プロセスについては、上の各ステップにおいて実施。</p>	<p>【検討体制等の公表】 国や港湾管理者のホームページなどを利用し、住民等に対し公表する。 【基本ニーズの把握】 住民等の意見の把握 当該港湾に対する住民等からの基本的な要請や意見を把握し、協議会に報告する。 【構想案の検討】 協議会における検討結果を受け国及び港湾管理者において構想案を検討する。 【住民等の意見の把握】 検討した構想案に関し住民等の意見の把握し、協議会に報告する。 【構想案の検討・策定】 協議会における検討結果を受け、国及び港湾管理者において検討を行い、構想案を策定する。 【構想案・検討経過の公表】 策定した構想案及び案の策定に至った検討経過について公表する。</p>	<p>率的に把握。 【意見集約】 ・PI 対象者の様々な意見の論点整理、自らの見解の公表、それに対する意見を把握。 論点が整理でき、意見集約状況が、構想段階のPIにあつては施設計画段階に移行に支障のない状態、施設計画段階のPIにあつては事業の円滑な実施に支障がない状態になったと判断すれば、PI 実施記録をとりまとめ。 【計画案の確定・公表】 計画案を確定した際は速やかにその内容を公表する。</p>	<p>載した評価文書案作成 ・評価文書案を公表し公衆の意見を把握 ・公衆意見等を都道府県・市町村に送付し、評価文書案の意見求める ・環境省は、対象計画の資料提出を求める等により検討状況の把握に努め、必要な場合に意見を述べる ・公衆、都道府県・市町村、環境省の意見を踏まえ、評価文書案に検討を加え、評価文書を作成し公表 【SEA 評価結果の対象計画への反映】 ・評価結果の反映状況を対象計画の決定公表する際に明らかにする。</p>	<p>【住民参画手続き】 計画検討手続きの各段階又は複数段階において、計画策定者は住民等と以下を実施。 ①情報提供 ②意見の把握 ③意見の整理・応答 【技術的検討】 計画検討手続きの技術的根拠を与えるため以下を実施。 ①技術的検討内容の整理 ②技術的検討の実施 ③検討結果の分析・評価</p>

	公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインの策定について (H15.6.30)	河川(河川法第16条の2に基づく河川整備計画)	道路(構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8策定,H17.9改正))	港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8策定))	空港(一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)(H15.4策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン)(H19.3策定)	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8検討中)
評価実施	<p>【複数案の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案を作成 ・事業を行わないとする案を含むことが適切な場合は、事業を行わない案を含める 	<p>【定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の目標 ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所 	<p>【解決すべき課題の具体化と道路計画の目的の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路計画が対象とする地域において、解決が必要とされる現在あるいは将来の交通に関する課題を具体的に示し、当該課題の解決を当該道路計画の目的として設定。 <p>【評価項目の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的の達成度や影響の観点から、比較評価で用いる比較案の評価項目を設定。 ・評価項目は、①交通、②環境、③土地利用・市街地整備、④社会・地域経済、⑤事業性を標準とし、地域の状況や計画の目的に応じて⑥その他を追加する等、適切な評価項目を設定。 <p>【比較案の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路計画の目的に照らし、現実的で合理的な比較案を原則として複数選定。 ・「道路を整備しない案」を比較評価のベースラインとして設定。 <p>【比較案の比較評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定した評価項目について、選定した比較案の評価を実施。 ・評価結果は比較案の優位性比較のための資料とする。 	<p>【複数案の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案を作成(事業を行わないとする案を含むことが適切な場合は、事業を行わない案を含める) <p>【情報提供の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾の現況(利用状況、施設整備状況等) ・将来の港湾の能力 ・構想案の必要性 ・構想案の概要(施設の配置、規模等) ・環境への影響 ・その他 	<p>【複数案の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想段階のPIを行った後の施設計画段階のPIの場合を除き、対象事業を行わない場合も含む複数案とする。 	<p>【計画特性・地域特性の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目的、検討経緯、事業種類、位置・規模等を取りまとめる。 ・既存文献調査等により大気質、地形、土地利用等の自然的社会的状況を把握(基準、計画、環境保全に関する施策を含む) <p>【複数案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な複数案を対象に比較評価を行う。 ・事業を行わない案は設定し得る場合に複数案に含める。現実的でない場合も、環境悪化が予測される場合等に評価の参考として示す。 ・複数案が現実的でない場合は、その理由を付し、単一案で調査、予測、評価を行う。 <p>【評価項目の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響要因は工事が完了した後の土地、工作物の存在・供用 ・環境影響の程度が著しいおそれのある項目、環境改善効果が見込まれる項目を選定 <p>【調査、予測、評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査は、脆弱な環境状況等を既存資料で収集し整理。詳細な情報が必要な時は、専門家の意見聴取や現地調査を検討 ・予測は、複数案で評価指標を整理し、環境影響の程度を把握。詳細な情報が必要な時は、可能な範囲で理論式に基づく計算等を行う ・評価は、複数案間の比較により留意すべき環境影響や環境保全施策との整合性を明らかにし、環境配慮事項を整理 <p>【評価結果とりまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面から見た各案の長所・短所、特に留意すべき環境影響の内容について記述 	<p>【複数案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案を設定することを基本とするが、場合によっては一の案とする。 ・事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる場合等には、複数案に含める。現実的でない場合でも評価の参考として示すことを検討する。 <p>【評価項目の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会面、経済面、環境面等様々な観点から事業を総合的に評価する。 ・必要に応じて住民等から意見聴取を行い、評価項目の設定内容を改善する。 <p>【複数案の比較評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参画手続きの結果や技術的検討の結果を十分に反映して、複数案の優劣を評価する。 ・多様な価値観によって比較評価を行う。 <p>【計画案の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定者は責任を持って、比較評価の結果から総合的な観点により、計画案を選定する。 ・住民等や関係期間等に対して、計画案の選定の結果や理由をわかりやすく明示する。